



消費生活相談

4月から成年年齢は18歳です
～20歳の相談事例1位～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

脱毛エステのネット広告を見て申し込んだ。

5,000円の体験施術を受けた後、店員から「残りがあと一人のお得なコースがある」としつこく勧められ、断り切れずに施術10回分のコースや化粧品など、総額30万円のクレジット契約をしてしまった。

毎月の支払いができず、やめたい。

【ひとことアドバイス】

- 「無料」「体験」「キャンペーン」など、お得感を強調した広告にひかれて店舗に行った結果、断り切れずに高額な契約を結んでしまう事例が多くあります。その日のうちに契約してしまわずに、慎重に検討しましょう。
- 事業者が倒産すると、ほとんどの場合、すでに支払った代金の返還は困難です。長期にわたる高額契約はやめましょう。
- 契約期間が1カ月を超え、金額が5万円以上の場合は、クーリング・オフや中途解約ができます（解約料の上限有）。あきらめずにご相談ください。
- 成年になると、親の同意なく自由に契約できる反面、未成年者取消権を行使できないなど、大人としての責任が生じます。若者や周りの大人も注意が必要です。

